

ものづくり支援センターしもすわ  
展示会出展事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内ものづくり中小企業者の新市場若しくは販路の開拓を支援するために、展示会（県外・海外で行われるもの）の出展に要する経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 展示会とは長野県外で行われる自社製品及び技術力を紹介し受注獲得を目指すための工業展示・商談会を指す。ただし、ものづくり支援センターしもすわが実施する共同出展事業は除く。

(対象事業者及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業者及び補助対象経費（以下「経費」という。）は、次の通り

- (1) 対象事業者 下諏訪町内に事業所又は営業所等を有し、営業実態および、下諏訪町への納税（事業税及び固定資産税等）が確認できること
- (2) 経費 展示会出展小間料とする
- (3) 消費税の取扱い 特に指定の無い限り経費対象額は消費税込みの金額とする
- (4) 他の補助金との併給は妨げない。ただし、本補助金を受給したことにより発生するいかなる不利益に対してもセンターは関与しない

(補助率)

第4条 経費の合計額の3分の1以内とし、同一年度において15万円を限度とする。ただし、1,000円未満を切り捨てる。なお、2社以上による共同出展の場合は自社負担額のみを対象経費として認める（又は出展対象経費の総額を出展社数で除した金額を対象経費とする）

- 2 予算の範囲内で支給する。

(対象期間・基準日)

第5条 毎年1月1日から12月31日の間に展覧した日、または経費の支払いを終了した日のうち遅い方の日付を基準日とする。

(申請期間)

第6条 基準日を含む対象期間の翌年1月10日から1月31日とする

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、ものづくり支援センターしもすわ展示会出展事業補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、出展料の支払いを証する書類等、展示会に出展したことが確認できる書類等(以下参照)を添付し、ものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(出展料の支払いを証する書類とは、請求者の請求明細書及び支払額が確認できる振込書もしくは領収書。展示会に出展したことが確認できる書類とは展示会小間割一覧表、写真等を指す)

(交付決定および請求)

第8条 前条に規定する申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわ展示会出展事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。

2 申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、速やかに展示会出展事業補助金交付請求書(様式第3号)をものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改訂

平成31年4月1日(補助対象経費、補助金取扱い等変更、補助率変更、基準日の追加)